令和７年４月１日

新宿区在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

非常用電源装置等の給付のご案内

停電時の電力確保に必要な自家発電装置や蓄電池等の給付を行います。

対象となる方（すべてに該当する方）

①申請日の時点で新宿区内に住民登録がある方

②新宿区在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業による「災害時個別支援計画」を作成している方

③他の公的制度（難病）による対象物品を給付されていない方

対象物品

	対象物品	内容	限度額
ア	自家発電装置	燃料を使用して駆動する発電装置 （※石油を燃料とする発電装置を除く）	212,000 円
イ	無停電電源装置	バッテリーが内蔵されていない人工呼吸器を利用している場合に、予備電源による駆動開始まで人工呼吸器の駆動を確保するもの	41,000 円
ウ	蓄電池	①容易に使用可能及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が３００W 以上のもの ②停電時等における安全確保のための人工呼吸器専用の外付けバッテリー（診療報酬に含まれる療養上必要なバッテリーは除く）	104,000 円
エ	吸引器	一般の家庭用電源が使用できない状態においても、使用できるもの （例：乾電池で駆動する吸引器等）	100,000 円

◇　対象物品のア～ウ（ウ①、ウ②）は、いずれか１つの申請となります。

◇　エの吸引器はア～ウの物品と一緒に申請することができます。

◇　給付決定前に購入したものは、対象となりません。

◇　各物品で限度額を超えた場合は、超過分を自己負担していただきます。

申請方法は裏面をご覧ください。

提出書類

すべての書類を下記の申請窓口へ持参、または郵送で申請してください。

①給付申請書

健康政策課地域医療係、保健センター地区担当保健師からお渡しできるほか、区ホームページからダウンロードできます。

②見積書 （本人宛：１通）

希望する物品が決まった後、購入業者へ見積書（本人宛）を依頼してください。

申請の流れ

申請

↓

審査

◆健康政策課で審査し給付の可否を決定

↓

決定等通知書・給付券交付

◆給付決定

①給付決定通知書
②給付券
を申請者へ送付します。

＊不給付の場合は、「不給付決定通知書」を送付します。

↓

納入

◆購入業者より対象物品を納入

納入時に給付券を購入業者へ提出してください。

＊自己負担金がある場合は、購入業者へ直接支払ってください。支払い方法は、購入業者とご相談ください。

＊給付券に納入日の記入と署名をお願いします。

※給付申請後に、生活環境等が変わった場合は下記【問合せ・申請窓口】までご連絡ください。

令和７年度　申請受付期間：令和８年１月30日（金）まで

【問合せ・申請窓口】

健康部健康政策課地域医療係

〒160-0022　新宿区新宿 5-18-21

新宿区役所第二分庁舎分館

電話　03-5273-3839　Fax　03-5273-3876